

仕 様 書

- 1 件名
広島市水道局公用車両の賃貸借
- 2 賃貸借期間
令和7年10月1日から令和13年9月30日まで（72か月）
- 3 賃貸借を行う車両及びその附属物（以下、「物件」という。）
15台（軽貨物自動車）
※詳細は「リース車両内訳表」のとおり
- 4 物件の仕様
「物件仕様書（軽貨物自動車）」のとおり
- 5 賃貸借の方法
上記3の物件を8に掲げるメンテナンス付きで賃貸借する。
- 6 物件の使用目的
水道事業に係る事務の執行（災害発生時の緊急対応を含む。）
- 7 月間予想走行距離（1台当たり）
約520km
- 8 メンテナンス内容
 - (1) 定期点検（新車1か月点検及び6か月ごと）
 - (2) 法定点検
 - (3) 車検整備
 - (4) 故障修理（パンク修理を含み、「物件仕様書」に掲げる特殊架装を除く。）
 - (5) タイヤ、バッテリー交換（期間中必要本数）
 - (6) オイル、オイルエレメント交換（自動車メーカー交換基準による。）
 - (7) 消耗品交換及び補充
 - (8) 車検整備、故障修理に24時間以上所要時間が見込まれる場合の代車提供
 - (9) その他安全走行に必要な点検・修理
- 9 賃貸借料に含まれるもの
 - (1) 車両登録、納車諸費用
 - (2) 自動車取得税
 - (3) 自動車税又は軽自動車税
 - (4) 自動車重量税
 - (5) 自動車損害賠償責任保険料
 - (6) 8に定めるメンテナンスに要する費用
 - (7) 車体表示（ステッカー）及び表示抹消費用
 - (8) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）に定める費用
 - (9) その他管理上必要な費用

10 引渡検査

物件は、道路運送車両法に基づく保安上の規格基準に適合しているものを納入し、水道局職員の行う検査及び試運転に合格すること。これに要する費用（特殊架装を含む物件の初期不良等の修繕費等を含む。）は、賃貸人の負担とする。

11 引渡期限及び引渡場所

物件の引渡しは、賃貸借期間の開始日から15日（広島市の休日を定める条例〔平成3年広島市条例第49号第1条第1項〕に規定する日を除く。）以内にリース車両内訳表に記載の引渡場所において行うものとする。

ただし、賃借人及び賃貸人双方の合意があれば、変更することができるものとする。

なお、物件の引渡しは賃貸借期間の開始日の翌日以降となる場合は、物件の引渡しまでの期間について、引渡予定物件の台数分の代車を納入場所ごとに用意し、当該代車には任意保険（対人補償：無制限、対物補償：500万円以上、車両補償：車両時価額）を付帯するものとする。それらに要する費用は、賃貸人の負担とする。

12 物件の返還

(1) 物件の返還は、賃貸借期間満了又は契約解除日に引渡場所において行うものとする。

ただし、賃借人及び賃貸人双方の合意があれば、変更することができるものとする。

(2) 返還は、賃借人及び賃貸人双方の従業員等の立会いの下、双方が車両検査証、自賠責保険証及び車両リサイクル券の有無並びに物件の状態を確認した後に行うものとする。

(3) 賃貸人は、返還時に行う物件の状態の確認の際には、広島市水道局公用車両賃貸借契約約款（長期継続契約用）（以下「約款」という。）第19条第1項「引渡し後に生じた損傷（仕様書に掲げる使用目的による通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除く。）及び賃貸人の承諾なく実施された原状の変更」について確認を行う。また、損傷等を発見した場合は、その場で立会う水道局職員に伝達の上、速やかに賃借人に対して物件の原状回復または修復に要する費用の請求に係る協議を行うものとする。

13 その他諸注意

(1) 自動車の所有権は賃貸人とし、納入時は、自動車検査証のコピーに入替前の車両ナンバーを補記し、速やかに企画総務課までファックスすること。

(2) 点検・整備等の記録を当該車両内に保管し、車内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれぞれの連絡先が分かるものを表示又は搭載すること。

(3) リース会社の窓口、担当者、連絡網等を明確にすること。

(4) 「リース車両内訳表」の冬タイヤ欄「要」の冬タイヤは、別途ホイールに組み込んだものを賃貸人が用意し、所管課が保管する。

なお、必要時は、賃借人が持ち込んだ冬タイヤをメンテナンス工場にて取付けること。

(5) 車両の使用に支障が生じないように整備を万全の体制で行うこと。

(6) 月々の賃借料の請求書は、14に定める送付先へ送付すること。

(7) 事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、万全な体制で迅速に対応すること。

(8) 車種、登録番号、リース期間、走行距離、点検整備内容、修繕等の車両に関する情報を提供すること。

(9) 点検・整備を行う場合は、事前に点検・整備計画書を作成し、使用する事業所まで提出すること。

(10) リース期間満了後は、速やかに車両を引き取り、車体表示を抹消すること。その際、車体表示の抹消が確認できる写真を企画総務課へ提出すること。

- (11) 賃貸人は、メンテナンス工場での定期点検等の際に、賃借人の過失等による損傷（6に掲げる使用目的による通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除く。）が原因で有償修繕の必要が生じたときは、賃借人へ協議するものとする。この場合において、双方協議の上、当該メンテナンス工場で修繕を行うこととなったときには、賃借人は検査・確認後、賃貸人からその費用に係る請求書を受け、受理した日から起算して15日以内に賃貸人へ支払を行うものとする。
- (12) 本仕様書に定めのない事項又は契約後、疑義が生じた場合は、企画総務課と協議の上、決定するものとする。

14 担当課等

(1) 担当課及び問い合わせ先

広島市中区基町9番32号 広島市水道局企画総務課 電話 082-511-6806

(2) 請求書の送付先

広島市中区基町9番32号 広島市水道局営業部営業課 電話 082-511-6832

広島市中区基町9番32号 広島市水道局技術部調整課 電話 082-511-6861

物件仕様書（軽貨物自動車）

1 諸元

- | | |
|---------------|---|
| (1) 車種 | 軽貨物自動車「ワンボックスタイプ スライドドア型」 |
| (2) 燃料 | 無鉛レギュラーガソリン |
| (3) 駆動方式 | 「リース車両内訳表」に記載のとおり |
| (4) トランスミッション | A T（オートギヤシフト車を除く） |
| (5) 排気量 | 650cc以上660cc以下 |
| (6) 乗車定員 | 4名 |
| (7) その他 | <ul style="list-style-type: none">・国産メーカーによる新規製造車両であること。・国土交通省が認定する低排出ガス車かつ、低燃費車であること。
(排出ガスレベル「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）」に規定する基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル（☆☆☆低排出ガス車）以上に適合。
燃費基準達成レベルー平成27年度燃費基準を達成）・基町庁舎に納品する車両の車高は、放送設備をキャリアに設置した状態で204cm以下とする。 |

2 装備及び付属品（下記装備は最低限必要なものを表す。）

- (1) エアバッグ（運転席・助手席）
- (2) A B S
- (3) 後退時車両直後確認装置
- (4) エアコン
- (5) パワーステアリング
- (6) 集中ドアロック
- (7) リクライニングシート（運転席・助手席）
- (8) 後部座席シートベルト
- (9) A M / F M ラジオ
- (10) 時計
- (11) アクセサリーソケット
- (12) サンバイザー（運転席・助手席）
- (13) サイドバイザー
- (14) フロアマット（キャビン内全部）
- (15) リヤデフォグラー
- (16) スペアタイヤ
- (17) タイヤチェーン
- (18) 標準工具
- (19) 停止表示板
- (20) 発煙筒
- (21) バックブザー
- (22) キー 3本（スペアキー含む。）

3 特殊架装等

(1) 放送設備等

リース車両内訳表の拡声機付欄で「要」の車両については、ルーフキャリアによって固定された放送設備を装備すること。また、その設備はリース会社の所有に属するものとする。

放送設備の型番等は以下のとおり。(同等品可)

- ・本体：ユニペックスNDS-202A マイク付属
- ・スピーカー：ユニペックスCK-231/15 2個
- ・SDカード：装備する放送設備に対応するもの(2GB、SDHC対応不可) 1枚

(2) その他

特殊架装等に係る詳細については別途協議の上決定するが、必要により現車を確認し、差し支えが生じないように留意すること。

4 塗装等

(1) ボディカラー

白色

(2) ネーム入れ

リース車両内訳表の車体への水道局表示欄で「要」の車両については、「広島市水道局」と、車体左右部の2か所にステッカーシールによりネーム入れを行うこと。

なお、文字の具体的仕様は次のとおりとする。

- ・文字色：黒
- ・字体：丸ゴシック
- ・文字サイズ：7cm×7cm
- ・文字方向：左書き
- ・貼付位置：現行所有車両と同等(別途指示)

5 自動車検査証記載上の注意

自動車検査証の記載事項中、「使用者氏名又は名称」、「使用者住所」、「使用の本拠の位置」を次のとおりとする。

- ・使用者氏名又は名称：広島市水道局
- ・使用者住所：広島市中区基町9番32号
- ・使用の本拠の位置：リース車両内訳表の使用の本拠の位置欄に記載のとおり

また、記載事項の変更が必要なものについては、車両関連法規に違背することのないよう、納車時までには手続を行うこと。

【軽貨物】

NO	所属	使用の本拠の位置	納入場所	入替前の車両情報			新規リース車附属物明細				備考	
				車種名	車両番号		駆動方式	拡声機付	冬タイヤ	車体への水道局表示		
1	業務管理課	広島市中区基町9番32号	広島市東区牛田新町一丁目8番1号	スズキエブリイ	480	て	3496	2WD	要		要	
2	安佐南営業所	広島市安佐南区古市一丁目33番14号	広島市安佐南区古市一丁目33番14号	スズキエブリイ	480	て	3486	4WD	要	要	要	
3	安佐南営業所	広島市安佐南区古市一丁目33番14号	広島市安佐南区古市一丁目33番14号	スズキエブリイ	480	て	3495	2WD		要	要	
4	安佐北営業所	広島市安佐北区可部四丁目13番13号	広島市安佐北区可部四丁目13番13号	スズキエブリイ	480	て	3493	2WD		要	要	
5	佐伯営業所	広島市佐伯区海老園二丁目11番41号	広島市佐伯区海老園二丁目11番41号	スズキエブリイ	480	て	3492	2WD		要	要	
6	安芸営業所	広島市安芸区船越南三丁目4番36号	広島市安芸区船越南三丁目4番36号	スズキエブリイ	480	て	3489	2WD		要	要	
営業部				6台								
7	管路工事課	広島市中区基町9番32号	広島市東区牛田新町一丁目8番1号	スズキエブリイ	480	て	3498	2WD	要	要	要	
8	管路工事課	広島市中区基町9番32号	広島市東区牛田新町一丁目8番1号	スズキエブリイ	480	て	3499	2WD	要	要	要	
9	牛田浄水場	広島市東区牛田新町一丁目8番1号	広島市東区牛田新町一丁目8番1号	スズキエブリイ	480	て	3491	4WD	要	要		
10	高陽浄水場	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号	スズキエブリイ	480	て	3497	4WD		要		
11	西部管理事務所	広島市佐伯区海老園二丁目11番41号	広島市佐伯区海老園二丁目11番41号	スズキエブリイ	480	て	3490	4WD	要	要	要	
12	北部管理事務所	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号	スズキエブリイ	480	て	3500	2WD	要	要	要	
13	北部管理事務所	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号	スズキエブリイ	480	て	3501	2WD	要	要	要	
14	北部管理事務所	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号	スズキエブリイ	480	て	3494	2WD	要	要	要	
15	北部管理事務所	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号	スズキエブリイ	480	て	3488	2WD	要	要	要	
技術部				9台								
軽貨物 計				15台								